

平成30年5月24日

平成30年第5回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年5月24日玉川村役場北庁舎1階会議室に於いて第5回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(9名) 2番 石森 博信 10番 阿部金四郎
3番 渡邊 利秋 11番 関根 春雄
4番 須藤 安昭 12番 角田 守之
8番 佐久間悦男 13番 眞弓 泰行
9番 草野 陽子

◎ 欠席委員 1番 高林きくみ、5番 関根 恵二、6番 石井 清藏
7番 小針 金之、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長あいさつ。
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。
11番 関根 春雄 12番 角田 守之

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 事務局より説明がありましたが、議案第13号番号1の調査結果について、調査員の角田守之委員より報告をお願いいたします。

◎ 12番委員 (角田 守之) 議案第13号番号1について、調査報告させていただきます。
5月18日、佐久間悦男委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、先程事務局長の説明の中で筆ごとの説明がございましたので省略いたします。全体で17筆6,366㎡であります。場所については議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認日の午後、譲渡人の■■■さん御夫妻に話しを伺いました。

譲渡人の■■■さんは、高齢で足腰も弱り、数年前より農業に従事することが困難になりました。

■■■さんには、2男1女の3人の子供さんが居りますが、長男は福島に、長女は会津若松に住んでおり、中区内に住む次男の■■■さんが農作業を手伝っていました。そのため、今回、生前贈与となる所有権の移転に向けた農地法第3条の申請になったとの事です。

翌日5月19日に譲受人の■■■さんに会い、話を伺いました。■■■さんは、須賀川市内に事務所を持ち多忙ながら両親を心身共に楽にしてやりたく頑張りたいとの事でした。実家の近くに住む譲受人は、両親

からも頼りにされており、親が行ったものを継承するもので現状の変更はありません。また、地域との調和要件についても、地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。両人とも承知しており、問題はないと思います。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の角田委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 13 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 13 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に、議案第 14 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 14 号番号 1 の調査員、関根春雄委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 11 番委員 議案第 14 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
(関根 春雄) 5 月 18 日、宗形辰一推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、吉字沢向■■番■、■■番■■で地目は 2 筆とも公簿が畑で現況が休耕であります。場所については議案書を参照して頂きたいと思えます。

申請人の■■■■■さんに話を聞いたところ、今回申請の地目を確認するために登記事項証明書を取得したところ、農地であることが判明したとのことです。申請地は昭和 30 年頃に養蚕、葉タバコ栽培及び養豚を営むための農業用倉庫を建築し、現在に至っております。

農業用倉庫自体は 200 m²以内であります。敷地の一部を 200 m²以上通路として使用していたため、転用許可が必要な案件である事が判明しました。

そこで、登記上の地目を宅地にするためには、農地法第 4 条の農地転用許可が必要であることの指摘を受けたため、今回正式に申請を行うことになったとの事であります。

■■さんは深く反省をされており、今後この様な事がないようにしたいとの事であります。

申請地は第 1 種農地であります。周辺の状況として、集落に接続している農地であり、周辺農地への影響はなく、転用が可能であると思わ

れます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 14 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 14 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に、議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 15 号番号 1 の調査員、佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 (佐久間悦男) 議案第 15 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。5 月 18 日、角田守之委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、岩法寺字宮ノ前■■番■で地目は公簿が畑、現況が休耕であります。場所については議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんは親子の関係であります。被設定人の■■■■さんに話を聞いたところ、今回申請の地目を確認するために登記事項証明書を確認したところ、農地であることが判明したとのことです。

■■さんは、平成 4 年に申請地の隣接地に、住宅を建築した際、住宅の一部が当該農地に越境していることに気付かずにおりました。

また、同じ時期に当該農地へ物置 2 個を設置し、更に駐車場として利用しており現在に至っています。

そこで登記上の地目を宅地にするためには、農地法第 5 条の農地転用許可が必要であることの指摘を受けたため、今回正式に申請を行うことになったとの事です。

■■さんは、農地法上の許可が必要であるという認識が不足しており、深く反省し、今後この様な事がないようにしたいとの事です。

申請地は、その他第 2 種農地であり、集落に接続していることから転用が可能で周辺農地への影響はないものと思われま。

両人とも承知しており、問題はありませ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 15 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 15 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に議案第 15 号番号 2 の調査員、佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 8 番委員 議案第 15 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。
(佐久間悦男) 5 月 18 日、角田守之委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、岩法寺字宮ノ前■■番■、■■番■で地目は 2 筆とも公簿・現況が畑であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、被設定人の■■■■さん、■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。

■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんの孫夫婦であります。

現在、■■さんと■■■さんは家族 4 人暮らしであります。子供達の成長を考え、家族が安心して住むことが出来る新築住宅を建設することになったとのことです。

申請地は、実家から至近距離に位置し、子育てをしていくうえでも安心して暮らすことができる環境にあり、また接道もあることから住宅建築に適していると考え、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとの事であります。

申請地は、地形的条件を勘案すると、周辺が山林や道路、宅地に囲まれていることから、その他第 2 種農地に該当すると思われる、転用は可能であります。

また、建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼす恐れはなく、また排水処理については、汚水は農業集落排水施設により、雨水は敷地内での自然浸透を計画しており、心配はないものと思えます。

両人とも承知しており、問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 15 号番号 2 を提

案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 15 号番号 2 については、原案どおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に議案第 15 号番号 3 の調査員、関根春雄委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 8 番委員 (関根 春雄) 議案第 15 号番号 3 について、調査結果を報告させていただきます。
5 月 18 日、宗形辰一推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。
申請地は、吉字沢向■■番■、■■番■■で地目は 2 筆とも公簿が畑で現況が休耕であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。
現地確認後、被設定人の■■■■さん、■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。
■■■■さんは■■■■さんの孫、■■■■さんは■■■■さんの子の妻という関係であります。
現在、■■さんは実家に居住しておりますが、家が古く耐震性も低い
ため、近い将来結婚を控えているため、母である■■さんと共有で新築住宅を建設することになったとの事です。
申請地は、地形的条件を勘案すると、第 1 種農地であります。集落に
接続している農地であり、転用が可能です。
また、建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼす恐れはな
く、また排水処理については、汚水は合併浄化槽により、雨水は敷地南
側の実家で利用している排水路に流す計画をしており、心配はないもの
と思われまます。
両人とも承知しており、問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見や
ご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 第 5 条の 1 ～ 3 まで全てに該当することありますが、使用賃借権の設
定をすることにあたって 30 年となっておりますが、この 30 年という
ことに対して、基本的なものが何かあるのでしょうか。
- ◎ 事 務 局 今回の件については本人の申請でありまして、20 年という方もいれ
ば 30 年という方もおります。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 例えば無期限という事も有り得るのでしょうか。
- ◎ 事 務 局 無期限というのはないです。必ず年数の設定は指定することになりま
す。大体は、申請される本人同士が生きている間ということで 30 年が
多いです。

- ◎ 12 番委員 30年経過すれば書き換えが必要ということですね。
(角田 守之)
- ◎ 事務局 賃借権設定ですので、期限が切れれば再設定となります。
- ◎ 議長 他にご質問がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第15号番号3を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第15号番号3については、原案どおり可決されました。
- ◎ 議長 次に議案第16号現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)
- ◎ 議長 事務局より説明がありましたが、議案第16号番号1の調査結果について、調査員の眞弓泰行委員より報告をお願いいたします。
- ◎ 13 番委員 議案第16号番号1について、調査報告させていただきます。
(眞弓 泰行) 5月18日、私と吉田今朝雄推進委員、矢吹洋一推進委員の3名と事務局2名とともに現地確認をいたしました。
申請地は、川辺字堂平■■■番■、山森田■■■番の2筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、申請人の■■■さんから話を伺ったところ、現地は以前に加工用の桃やきゅうり等の野菜を栽培しておりましたが、20年以上前から進入路の通行が困難な地域であることから、耕作放棄地となり、人の手が加えられないまま荒れた状態になり、写真でもわかりますように現在のような状態になりました。
■■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことでもあります。
当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われまます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。
- ◎ 議長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 16 号番号 1 を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 16 号番号 1 は原案のとおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

- ◎ 事務局 次回の総会は平成 30 年 6 月 22 日の金曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村役場北庁舎 1 階会議室を予定しております。

2 県選出国會議員との懇談会並びに平成 30 年度全国農業委員会会長大会について

- ◎ 事務局 資料に基づき説明。

- ◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者